

## 一時的な業況の悪化に対する

# 中小工事業者向け融資制度等

### ○静岡県制度融資

名称	融資対象者	融資限度額	融資期間 (据置)	融資 利率	協会保証料	担保 保証人	申込窓口
経営改善資金	従業員100人(商業・サービス業は50人)以下の 中小企業者 -1年以上継続して同一事業を営んでいること-	1企業 設備資金・運転資金・当資金 既借入金の借換資金(新規 借入時一本化の場合のみ) 合計5,000万円	10年以内 (1年以内)	1.9%	0.3~1.3%(有担保 の場合0.1%割引)	協会の 定めによ る	金融機関 商工会議所 商工会 中央会 創造機構 県商工金融課
短期経営改善資金	従業員50人(商業・サービス業は20人)以下の 中小企業者、組合 -1年以上継続して同一事業を営んでいること-	運転資金 1企業 700万円 1組合1,500万円 ※転貸1組合1億円 かつ1組合員700万円	5か月以内	1.8%	0.3~1.3%(有担保 の場合0.1%割引)	協会の 定めによ る	
経済変動対策貸付	次のいずれかの要件に該当する中小企業者、組合 1.経済的環境の変化により一時的に売上が減少する など、業績が悪化していると認められたもの * 2.原油、原材料高により経営の安定に支障を生じてい るもの 3.保険法2条4項7号(金融取引調整)の認定を受けたも の -1年以上継続して同一事業を営んでいること-	1企業・1組合 設備資金・運転資金・当貸付 既借入金の借換資金(新規 借入時一本化の場合のみ) 合計5,000万円	10年以内 (設備3年以 内) (運転2年以 内)	1.4% 1.3% (保証 の種類 により)	保(0.28~1.2%)(有担保 の場合0.1%割引) (保証の種類により0.6% または0.5%)	協会の 定めによ る	

\*・最近3か月(6か月)間の売上高が前年同期と比べ、10%(5%)以上減少等の要件がある。

### ○その他の融資制度取扱機関

	相談機関	電話番号	住所
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業静岡支店	(054) 254-4411	〒420-0034 静岡市葵区常磐町2-5-1
	国民生活事業沼津支店	(055) 931-5281	〒410-8585 沼津市市場町5-7
	国民生活事業浜松支店	(053) 454-2341	〒430-0917 浜松市中区常盤町132-14
	中小企業事業静岡支店	(054) 254-3631	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6
(株)商工組合中央金庫	静岡支店	(054) 254-4131	〒420-0853 静岡市葵区追手町6-3
	沼津支店	(055) 931-2924	〒410-0832 沼津市御幸町17-5
	浜松支店	(053) 454-1521	〒430-0917 浜松市中区常盤町133-1